

廃棄物処理法等に係る対策について

産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会

電気・電子機器リサイクルワーキンググループ

中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会家電リサイクル制度評価検討小委員会

第11回合同会合

平成19年7月30日

目次

- 1 . 廃棄物処理法による規制
- 2 . 家電回収業者による不適正処理への対応状況
- 3 . 特定家庭用機器廃棄物の処分に係る対策
- 4 . 海外における環境汚染防止の観点からの対策

廃棄物処理法による規制

廃棄物処理法の目的

- ・廃棄物の排出抑制と適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理により、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。

廃棄物処理業規制

1. 収集運搬業(一般廃棄物・産業廃棄物)

- ・業の許可
- ・収集運搬に係る処理基準の適用(飛散流出防止、汚水の地下浸透防止など、生活環境保全上の支障防止のための措置を講ずること)

2. 処分業(一般廃棄物・産業廃棄物)

- ・業の許可
- ・処分に係る処理基準の適用(飛散流出防止、汚水の地下浸透防止、フロン類の回収破壊、金属等の回収など、生活環境保全と廃棄物再生のための措置を講ずること)

規制を実施する行政庁(報告徴収、立入検査、改善命令等)

一般廃棄物処理業規制

市町村

産業廃棄物処理業規制

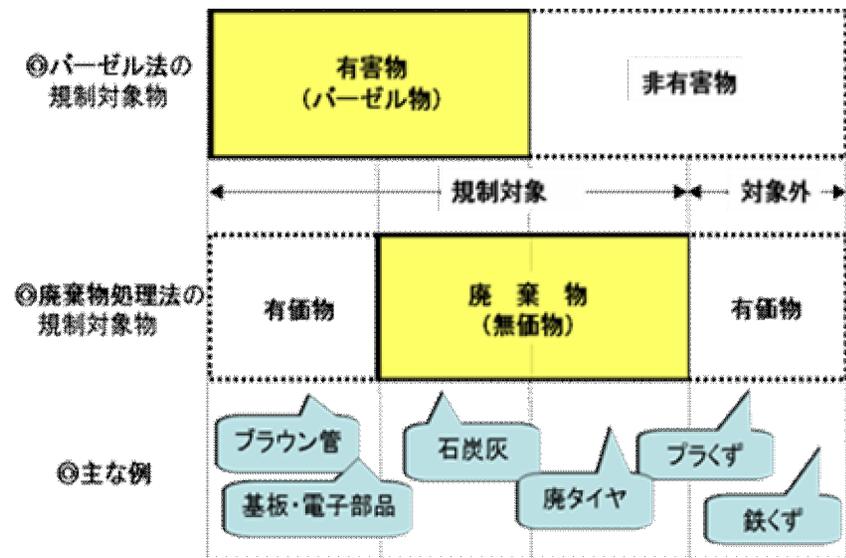
都道府県及び政令で定める市

廃棄物処理法による規制

廃棄物の輸出確認

- ・廃棄物を輸出しようとする者は、その廃棄物が日本の廃棄物処理基準を下回らない方法で処理されることが確実であること等について、環境大臣の確認を受けなければならない。

輸出相手国で処分作業が行われる物であって有害特性を有するものについては、バーゼル法に基づき、相手国の書面による同意及び環境省の確認並びにそれらを受けた経済産業大臣による輸出の承認等を得る必要がある。



注: 基板・電子部品、石炭灰については、その有害性によりバーゼル法上の有害物に該当するかどうか判断する。

不法投棄の禁止と措置命令

- ・何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。
- ・不適正な処分により生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、一般廃棄物については市町村長、産業廃棄物については都道府県知事が、支障の除去等の措置を命ずることができる。

家電回収業者による不適正処理への対応状況

仙台市における家電回収業者の不適正処理事案への対応

- ・平成17年10月、仙台市のサイカチ沼に、廃家電約2トンが不法投棄される事件が発生。仙台市産廃Gメンにより被疑者を特定後、平成18年1月に警察が逮捕。廃棄物処理法(不法投棄の禁止)違反により有罪判決(懲役1年2月、執行猶予3年、罰金50万円)が確定。
- ・また、それ以前から、仙台市東部の田地で廃家電等の不法投棄が頻発。上記サイカチ沼への不法投棄事案の被疑者が回収員として以前勤務していた(有)アーネストの仙台支店が、これらの不法投棄に関わっていることが疑われた。
- ・アーネストは、各回収員に軽トラック等を貸与し、各家庭から有料で廃家電等を引き取らせ、月20回以上回収拠点に持ち込むことを義務づけ、その都度「基本料」という名目で回収員から手数料を徴収するとともに廃家電等1台ごとの処理費用も徴収するというシステムを構築し、無許可で廃家電を収集。こうした手数料と処理費用の納付負担に耐えかねた回収員が、引き取った廃家電等を不法投棄していることが疑われた。
- ・このため、仙台市と警察が連携し、アーネストの営業所に対し一斉搜索等を実施した上で、平成18年10月、同社の社長、仙台支店の工場長・マネージャーを逮捕。翌月には社長・法人を起訴し、平成19年1月、廃棄物処理法違反(無許可収集運搬)により、社長及び法人に対し有罪判決(社長:懲役10月、執行猶予3年、罰金50万円 法人:罰金50万円)が確定。
- ・仙台市では、アーネストへの刑事処分確定後は、家電回収業者に関する苦情(強引に高額な処理料金をとられた等)が大幅に減少。

こうした事案の発生を受け、環境省としては、リサイクルを名目とした不適正処理について厳正に対処するよう平成19年4月の全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議において自治体に対し伝達したところであり、引き続き自治体に対しその旨を伝達していく。

特定家庭用機器廃棄物の処分に係る対策

第5回合同会合資料2 - 2より

産業廃棄物処分許可業者に対するアンケート結果(回答業者504社)によれば、平成17年度において特定家庭用機器廃棄物の処分を実施した業者は12社、12,352台

上記アンケートを基にした、全国の産業廃棄物処分許可業者による特定家庭用機器廃棄物の処分状況の推計

- ・業者数 104社(全国の産業廃棄物処分業の許可件数(中間処理)の約1%)
- ・処分台数 103,912台

産業廃棄物処分許可業者による特定家庭用機器廃棄物の不適正処理事案(平成17年度)
全都道府県に対するアンケート調査

- ・1件(冷蔵庫・冷凍庫の断熱材のうちフロン類を含むものについて、フロン類を発散しないように回収・破壊を実施していない。)
- ・この事案に対しては、都道府県が立入検査を実施し、当該業者は直ちに冷蔵庫・冷凍庫の処理を中止した。現在は、当該業者による不適正処理は行われていない。

これらの産業廃棄物処分業者等に対しては、引き続き、廃棄物処理法を厳正に適用する。

海外における環境汚染防止の観点からの対策

E-Waste問題

- ・E-Wasteとは電気電子機器廃棄物の意味で、使用済みの家電製品、パソコン、携帯電話等を指す。
- ・先進国から中古の家電製品がアジアやアフリカ等の途上国に輸出されているが、現地で中古利用されず、又は中古利用され使用済みとなった後に環境に配慮しない不適正な処理(資源回収)が行われ、健康影響や環境汚染を誘発しているのではないかという指摘がある。

中古利用できないものと判断された輸出の事例(第5回合同会議資料2 - 4より)

- ・輸出者Aが平成17年7月に松山港から香港に向けた“中古利用目的”のブラウン管式テレビ等が、香港の税関当局による検査後、日本にシップバック。輸出貨物中のテレビ等はガラス部以外は梱包されていなかったほか、汚れが付着したものもった。現地で販売・修理を行う店舗としてAから回答のあった企業について香港政府に照会したところ、その店舗で輸入されたテレビ等が販売される事実は存在しなかった。
- ・香港政府によれば、当該貨物に積載されていたテレビ等は、製品全面の梱包等を必要としている香港の規制を満たさなかったことからバーゼル条約の規制対象物と判断し、OECD諸国からのバーゼル条約規制対象物の輸入を禁止する香港国内法に基づき、当該貨物の輸入を認めなかったとのこと。

海外における環境汚染防止の観点からの対策の在り方

- ・有害物質を含む使用済特定家庭用機器のうち、実際には中古利用に適さないものが中古利用の名目で輸出されることがないように、バーゼル法における中古利用に係る輸出時の判断基準の明確化、事前相談制度の充実や税関との連携強化などを通じた水際対策の強化、相手国との協力体制の推進を講ずべきではないか。